

特定非営利活動法人Rights

2011年度通常総会決定集

- 第1号議案 2010年度事業報告
- 第2号議案 2010年度収支決算
- 第3号議案 2011年度事業計画
- 第4号議案 2011年度収支予算
- 第5号議案 2011年度役員

日時 2011年4月24日(日) 12:00~13:00

場所 ASKビル4階会議室

2010年度事業報告

特定非営利活動法人Rights

I 事業実施の方針

私たちは、18歳選挙権の早期実現と子ども・若者政策およびシティズンシップ教育の充実を事業の両輪に、業務効率化と財務基盤強化で持続可能な組織の確立に努めました。

1. 選挙権・被選挙権年齢の引き下げ

日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）が、公職選挙法（選挙権）や民法（成年）の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」ことなく5月に施行されました。私たちは与野党の国会議員に働きかけるとともに、8月に首相官邸で福山哲郎内閣官房副長官と面談しました。法違反状態を解消するため国会の憲法審査会とは別に内閣として、内閣官房「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の政務三役と民間有識者（研究者、NPO）などで構成する改組および工程表の策定などを要望しましたが、検討はすすんでいない状況です。

2. 子ども・若者政策とシティズンシップ教育の充実

スタディツアーや7月に内閣府が子ども・若者育成支援推進法にもとづき策定した子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）を受けて、下記のように取り組みました。

(1) スタディツアーによる成果の共有・活用

5月にスウェーデンの子ども・若者政策とシティズンシップ教育の先進的な実践事例を調査・研究するスタディツアーを宮本みち子放送大学教授に同行のもとで実施し、青年事業庁、LSU（全国青年協議会）、政党、学校などを訪問しました。

その成果を広く共有するとともに、日本における子ども・若者政策の今後に活かすため、5月にはスタディツアー報告会を実施し、宮本教授や内閣府審議官（青少年育成担当）と議論しました。8月には報告書をまとめて、10月にはスタディツアー国会報告会を議員会館で実施し、与野党国会議員が発言しました。さらに11月に岡崎トミ子内閣府特命相（青少年育成）と面談し、スタディツアー報告書を手渡しました。

(2) 子ども・若者政策とシティズンシップ教育実施の働きかけ

① 政治・行政関係者への働きかけ

内閣府青少年目安箱事業有識者会議の委員に高橋亮平副代表理事が就任し、6月～11年3月に4回の会合などをつうじて、国の様々な事業に子ども・若者の意見を実質的に反映するよう積極的に発言しました。

11年3月に内閣府参事官（青少年育成担当）らと面談し、「子ども・若者ビジョン点検評価会議（仮称）」の委員構成や審議予定・内容など、海外・地域における子ども・若者意見聴取の先進事例調査の人員・予定・対象など、「子ども・若者政策・予算に関する意見交換会」でNPOと意見交換する可能性などを意見交換しました。

②NPO・研究者などへの働きかけ

理事学習会として9月に「イギリスにおけるシティズンシップ教育とその課題」について小林隼トムソン・ロイター・マーケッツ、11月に「子ども・若者育成支援推進法と若者施策」について久保田崇内閣府国際企画担当を迎えて実施しました。

「政治に参加することは大事」という民主主義の基礎を守り、「投票に行こう」というムーブメントを起こすことをめざして、6月から関係団体とともに Japan Voters Network を呼びかけています。12月には「ドイツの政治教育」について近藤孝弘名古屋大学教授を迎えた勉強会に参加・交流しました。

(3)学校・地域における子ども・若者参画施策の整理

日本における生徒会活動・ユースカウンスルの可能性を模索するための学校や地域における施策の整理はすすみませんでした。

3. 広報・ネットワーキングおよび事務運営

業務の効率化・重点化と財務基盤の強化に努めました。

(1)ウェブサイトはスタディツアーの動画を掲載するなど充実しました。ニュース「Rightsニュース」は11年1月に発行しました。メールマガジンはイベントごとの案内としました。

(2)イベントなど報道のお願いを送付しました。本『18歳が政治を変える!』(現代人文社刊)を活用するなどした講演、新聞取材、雑誌執筆を十分働きかけられませんでした。各界の方々に「応援団」を依頼できませんでしたが、従来からご協力いただいている鈴木崇弘城西国際大学客員教授と宮本みち子放送大学教授にアドバイザーを委嘱しました。

(3)法人手続を外注するなど業務を仕分けしました。

(4)会員・寄付を積極的に勧誘し、財務基盤を一定強化することができました。11年2月に理事学習会として「NPO・寄付税制の改正」について関口宏聡シーズ・市民活動を支える制度をつくる会プログラム・ディレクターを迎えて実施しました。助成金を申請しましたが受けることはできませんでした。

II 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
1. 選挙権・被選挙権年齢引き下げ事業	ロビー活動	通期	国会他	3名	市民一般 100万人	5
2. 子ども・若者政策およびシティズンシップ教育充実事業	(1)スタディツアー	通期	東京	4名	市民一般 100万人	1566
	(2)働きかけ・施策整理	通期	東京	4名	市民一般 100万人	13
3. 広報・ネットワーキング事業および事務運営	(1)ウェブサイト・ニュース	通期	事務局	3名	市民一般 1万人	15
	(2)本・世論喚起	通期	事務局	3名	市民一般 1,000人	117
	(3)名簿、メール・ML管理、文書・本管理、会計、事務所、法人手続、理事会	通期	事務局	2名	市民一般 1,000人	185

2010年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算

(2010年4月1日～2011年3月31日)

特定非営利活動法人Rights

I 収入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	達成率	備考
1. 会費	500,000	345,000	69.00%	
(1) 正会員	100,000	90,000	90.00%	@10,000×9名
(2) 賛助会員	400,000	255,000	63.75%	@5,000×51口
2. 寄付金	50,000	273,000	546.00%	
(1) 一般寄付	50,000	123,000	246.00%	
(2) 派遣講師寄付	0	150,000		
3. 事業収入	150,000	332,112	221.41%	
(1) イベント参加費	100,000	184,908	184.91%	
(2) 書籍販売	50,000	147,204	294.41%	
4. 助成金	0	0	—	
5. 雑収入	1,000	506	50.60%	受取利息等
6. 借入金	0	0	—	
7. 前年度繰越金	1,226,310	1,226,310	100.00%	※
総計	1,927,310	2,176,928	112.95%	

※825,000円はスタディツアー関係の預り金

II 支出

科目	予算額	決算額	達成率	備考
1. 選挙権・被選挙権年齢引き下げ事業費	20,000	5,000	25.00%	
(1) ロビー活動	20,000	5,000	25.00%	
2. 子ども・若者政策およびシティズンシップ教育充実事業費	1,375,000	1,580,297	114.93%	
(1) スタディツアー	1,275,000	1,566,997	122.90%	
(2) 働きかけ・施策整理	100,000	13,300	13.30%	
3. 広報・ネットワーキング事業および事務運営費	400,000	318,905	79.73%	
(1) ウェブサイト・ニュース	100,000	15,930	15.93%	
(2) 本・世論喚起	50,000	117,096	234.19%	
(3) 事務所家賃・光熱費	0	0	—	
(4) 交通・通信費	100,000	106,384	106.38%	
(5) 印刷費	50,000	9,847	19.69%	
(6) 事務費	100,000	69,648	69.65%	法人事務
4. 租税公課	5,000	5,700	114.00%	印紙料等
5. 雑費	27,310	3,097	11.34%	
6. 借入金返済	100,000	100,000	100.00%	
7. 次年度繰越金	—	163,929		
総計	1,927,310	2,176,928	112.95%	

上記のとおり決算報告します。

2011年3月31日

代表理事

菅源太郎 (菅)

監査の結果、収支を適正と認めます。

2011年4月2日

監事

田村広行 (田村)

I 今日までの活動の総括と中長期的な活動方針

1. 今日までの活動と私たちをとりまく情勢

私たちは2000年の結成以来、子ども・若者の社会参加・政治参加をすすめるため、選挙権・被選挙権年齢の引き下げ、子ども・若者政策とシティズンシップ教育の充実をめざして活動をつづけてきました。

この11年間をふりかえると、07年に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）附則に10年までの選挙権年齢の引き下げが盛り込まれ、同法の成立を受けた法制審議会（法相の諮問機関）は成人年齢を18歳に引き下げることが適当と答申しました。これによって選挙権年齢の引き下げは実現に大きく前進しました。

09年に成立した子ども・若者育成支援推進法で子ども・若者の意見尊重および意見の施策反映が規定され、10年に決定された子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）で、子ども・若者の意見表明機会の確保やシティズンシップ教育の推進が盛り込まれたことは、非常に大きな一歩です。

2. 今後の課題

このように、私たちの活動は一定の成果を上げましたが、多くの課題も残されています。

第一に、国民投票法は施行されましたが、選挙権年齢の引き下げはいまだ実現しておらず、違法状態がつづいています。選挙権は政治参加の最も基本的な権利であり、違法状態をすみやかに解消する必要があります。

第二に、子ども・若者ビジョンに意見表明機会の確保やシティズンシップ教育の推進が盛り込まれたとはいえ、その具体化は今後の取り組みにかかっています。子ども・若者政策の先進国であるスウェーデン（※）では、若者政策法に基づいて国に青年事業庁が設置され、労働・教育・参画・住居など若者政策全般を横断的にチェックする強力な体制が敷かれています。また、模擬選挙、生徒会、政党青年部、若者議会など民主主義を体感できる多様な参画の仕組みが構築されています。日本でも子ども・若者政策の総合的な推進と多様な参画の仕組みが不可欠です。

（※）スウェーデン視察については「スウェーデンスタディーツアー報告書」参照。

3. 中長期的な取り組み方針

参画を含めた子ども・若者政策の推進体制を、行政と民間の双方で構築する必要があります。私たちは中長期的な取り組みとして、シンクタンク機能とアドボカシー機能の強化をめざします。

具体的には第一に、スウェーデン視察で認識を新たにしたように、日本の子ども・若者政策の課題を浮き彫りにするにあたって、海外の先進的な取り組みの成果と課題を調査することは非常に有益です。そこで私たちはヨーロッパ諸国を中心とした取り組みを継続的に調査研究し、日本における課題と今後の方向性について整理します。

第二に、子ども・若者政策の効果的な推進のためには分野横断的な取り組みが必要です。国・地方の政治や行政と積極的に対話するとともに、子ども・若者の問題に取り組むNPOなどとの連携を深め、参画を含めた子ども・若者政策の総合的な推進体制の構築をめざします。

第三に、政治参画・社会参画を実体的にすすめるためには、「民主主義を体感」する多様な仕組みが不可欠です。生徒会活動、若者議会、シティズンシップ教育など地域・学校での子ども・若者の参画について、モデル事業を実施するとともに、その成果の普及に努めます。

II 2011年度の本体事業実施の方針

1. 選挙権・被選挙権年齢の引き下げ

18歳選挙権をすみやかに実現するよう取り組みます。

(1) ひきつづき内閣に早期の引き下げを求めます。国民投票法附則違反状態を解消するため、内閣官房「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の政務三役と民間有識者（研究者、NPO）などで構成する改組および工程表（たとえば公選法を先行処理する）の策定などを求めます。

(2) 社会保障と税の改革が政治課題となるなか、与野党に対して18歳から選挙権を保障する選挙で選択できるよう早期の引き下げを働きかけます。

(3)総務省と財団法人明るい選挙推進協会による「常時啓発事業のあり方等研究会」をはじめ、ネット選挙解禁や選挙運動自由化など、政治参加をすすめる政策・制度の議論に参加します。

2. 子ども・若者政策とシティズンシップ教育の充実

子ども・若者政策とシティズンシップ教育をすすめるために、国・地方の政治・行政との対話やNPO・研究者との連携協力を強化します。

(1)政治・行政関係者との対話

内閣府の「子ども・若者ビジョン点検評価会議（仮称）」に意見を反映するとともに、関係府省とNPOによる「若者政策・予算を聞く会（仮称）」を呼びかけます。これらをつうじて政策の立案・執行に携わる国・地方の政治・行政関係者と双方の活動状況を共有するとともに、今後の子ども・若者政策とシティズンシップ教育について対話を重ねます。

(2)NPO・研究者との連携協力

子ども・若者の問題に取り組むNPOや研究者などと交流し、若者を取りまく課題や経験を共有します。さらに「若者政策・予算を聞く会（仮称）」などをつうじて、今後の子ども・若者政策を議論する場をつくります。

3. 英国スタディツアー

スウェーデンにつづき、9月に英国スタディツアーを実施します。英国は02年のシティズンシップ教育の導入をはじめ、若者議会やユースワークなど、さまざまな取り組みをすすめています。また、人口・経済規模、社会的格差拡大、行政の民間委託増加など、欧州諸国のなかで日本と社会的背景が重なっています。英国における若者政策・若者参画政策の現状・事例を行政・民間の両面から調査研究することで、日本への示唆を得たいと考えています。

4. 生徒会活性化

民主主義を体感できる多様で効果的な参画の仕組みが不可欠ですが、日本は欧州諸国と比較して生徒会活動が政治リテラシーを育てる場になっていません。そこで一般社団法人生徒会活動支援協会と連携協力して生徒会活動についてアンケートの実施や「生徒会活性化ハンドブック（仮称）」の刊行など調査研究をすすめる、現状と課題をまとめます。

Ⅲ 2011年度の活動基盤整備の方針

1. ファンドレイジング

ファンドレイジング（資金調達）は財務基盤の強化だけでなく、私たちの主張への理解を広げるアドボカシー団体にとって不可欠な活動です。国は税額控除（最大50%）の導入やパブリックサポートテストの要件緩和など寄付税制の抜本改正が準備しており、こうした日本の寄付が非常に少ない制度上の要因が解消されればファンドレイジングはNPOの問題になります。私たちは認定NPO法人の取得を検討し、正副代表理事を中心に積極的にファンドレイジングをすすめます。

2. 広報

ウェブサイトは動画やメンバーのTwitterの掲載など、さらに充実します。ニュース「Rightsニュース」は年2回刊にします。メールマガジンはイベント案内を中心に不定期で発行します。本『18歳が政治を変える！』（現代人文社刊）やスタディツアー報告書を活用するなど世論喚起に努めます。

3. 事務運営

事務運営をさらに効率化します。東京以外に在住する理事がいることも踏まえて、理事会の回数を減らすとともに、メーリングリスト・インターネット通話Skype・ファイルサービスDropboxなどを活用して情報共有・意思決定します。あわせて理事学習会を適宜実施し、メンバーの知見を共有・強化するとともに外部との連携協力関係を深めます。アドバイザーには活動状況を定期的に共有して、幅広く助言・協力いただきます。名簿管理、メール・ML管理、文書・本管理、会計、法人手続のうち、可能な業務は外注します。

IV 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
本体事業	1. 選挙権・被選挙権年齢引き下げ	通期	東京	1名	市民一般 100万人	50
	2. 子ども・若者政策およびシティズンシップ教育充実	通期	東京	3名	市民一般 100万人	50
	3. 英国スタディツアー	通期	東京・英国	2名	市民一般 100万人	200
	4. 生徒会活性化	通期	東京	2名	市民一般 100万人	50
活動基盤整備	1. ファンドレイジング	通期	事務局	3名	市民一般 1万人	50
	2. 広報	通期	事務局	2名	市民一般 1万人	100
	3. 事務運営	通期	事務局	2名	市民一般 1,000人	250

2011年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算
(2011年4月1日～2012年3月31日)

特定非営利活動法人Rights

I 収入

(単位：円)

科目	前年度決算額	予算額	備考
1. 会費	345,000	600,000	
(1) 正会員	90,000	100,000	@10,000×10名
(2) 賛助会員	255,000	500,000	@5,000×100名
2. 寄付金	273,000	150,000	
(1) 一般寄付	123,000	50,000	
(2) 派遣講師寄付	150,000	100,000	
3. 事業収入	332,112	150,000	
(1) イベント参加費	184,908	100,000	
(2) 書籍販売	147,204	50,000	
4. 助成金	0	0	
5. 雑収入	506	1,000	受取利息等
6. 借入金	0	0	
7. 前年度繰越金	1,226,310	163,929	
総計	2,176,928	1,064,929	

II 支出

科目	前年度決算額	予算額	備考
本体事業			
1. 選挙権・被選挙権年齢引き下げ	5,000	50,000	
2. 子ども・若者政策とシティズンシップ教育の充実	13,300	50,000	
3. 英国スタディツアー	1,566,997	200,000	
4. 生徒会活性化	—	50,000	
活動基盤整備			
1. ファンドレイジング	—	50,000	
2. 広報	133,026	100,000	
(1) ウェブサイト・ニュース	15,930	50,000	
(2) 本・世論喚起	117,096	50,000	
3. 事務運営	185,879	350,000	
(1) 交通・通信費	106,384	100,000	
(2) 印刷費	9,847	50,000	
(3) 事務費	69,648	200,000	法人事務
その他			
4. 租税公課	5,700	5,000	印紙料等
5. 予備費	3,097	209,929	
6. 借入金返済	100,000	0	
7. 次年度繰越金	163,929	—	
総計	2,176,928	1,064,929	

2011年度役員

特定非営利活動法人Rights

代表理事	菅	源太郎	
副代表理事	小林	庸平	=代表理事が欠けたとき、その職務を代行する者
	高橋	亮平	
理事	加藤	義直	
	芳賀	達也	
	両角	達平	
	山本	晃史	
監事	田村	広行	

定款第14条第4項にもとづき代表理事が理事を追加委嘱することを承認する。

特定非営利活動法人Rights

〒180-0022 東京都武蔵野市境1-17-6-511

TEL & FAX : 0422-51-4421

URL : <http://www.rights.or.jp/> E-mail : info@rights.or.jp